

第11回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年5月15日(金) 17時～
於 本庁舎2階 防災会議室

1 開 会

2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

3 そ の 他

4 市長指示

5 閉 会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（案）

令和2年5月15日制定

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

本県は、令和2年5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の解除を受け、4月18日に制定した緊急事態措置を5月15日に解除するとともに、新たな対処方針を制定し、これに基づいて引き続き感染拡大防止を図る。

1 基本的な考え方

- 県の専門員会議において、

「広島県における感染者数は、現時点で延べ165人となっている。

疫学的状況として

- ・新規の感染者が11日連続で確認されていない。
- ・感染経路が不明な感染者が感染者に占める割合は約15%と低い。
- ・患者クラスターについて、全体像が把握できている状態である。

医療状況として

- ・感染者入院病床の空床率が約91%と余裕がある。
- ・軽症者向け療養施設が確保されており、空床率も約92%である。
- ・直近一週間の検査件数が1日平均88件と検査能力の50%以下である。
- ・PCR検査体制や医療機器の拡充整備が図られてきている。

といった状況にあり、今後、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに医療状況等がひっ迫する恐れは少ないと考えられるが、県民及び事業者に対する制限を一度に緩和することは再度感染の拡大を招くおそれがある。

ゴールデンウィークの影響については、連休終了後、2週間を目途に評価を行う必要があることから、評価を行うまでは、本県の現状はレベル2（※）」との意見であった。

（※別紙「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」参照）

- また、国の基本的対処方針において、「緊急事態措置の対象とならない都道府県においては、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除について、慎重に対応するもの」とし、「地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要がある」とされている。
- これらのことを踏まえ、レベル2として、県民や事業者の皆様には、人と人との接触機会の削減の協力を要請するとともに、積極的疫学調査による感染者の早期発見に取り組む。
- なお、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。

- こうした制限の緩和・強化にあたっては、新規感染者数、倍加時間、感染経路不明感染者数の割合、PCR検査体制、医療機関での患者受入状況、軽症者等宿泊療養施設の確保状況等について、専門家の意見や国の緊急事態措置の考え方も踏まえ判断し、別紙「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」によるレベルごとの対策を実施する。
- 今後、ゴールデンウィーク期間中の影響を注視していく上で、国が基本的対処方針で緊急事態措置の解除の判断の目安として示した直近1週間の10万人当たりの累積報告数が0.5人以下であること等を満たしている場合には、専門家の意見を踏まえ、総合的に判断し、レベル1に移行する。この場合において、外出の自粛や施設の使用制限等は、基本的に解除されることになるが、感染拡大を予防する新しい生活様式に取り組むことが前提となる。
- さらに、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）

（法第24条第9項）

- (1) 別紙に掲げる区分の業種については、使用制限の協力要請を解除することとし、各事業者においては、施設の使用再開にあたり、県民が安心して利用できるよう、業界団体や県が策定した感染防止対策に基づいて対策（三つの密や濃厚接触、県外来訪者の回避など）を徹底するよう要請する。

- (2) 次に掲げる区分の業種について、休業への協力を要請する。

期間は、令和2年5月15日から令和2年5月31日までとする。

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

- (3) 食事提供施設については、営業時間短縮を解除（通常営業）するが、酒類の提供時間は夜10時までの協力を要請する。

なお、感染拡大防止のため、従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施すること、また、間仕切りを活用すること、真正面の席を避けること、座席の間隔をあけること（1m、できれば2m）や、個室など定員が決まっているスペースについて定員人数の半分の利用とすることなどについて、積極的に取り組まれない。

- (4) 学校施設については、令和2年5月31日までの休業を基本とする。

(5) イベントの開催については、

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半以下以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催停止要請を解除する。

- ① 三つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

また、全国かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

なお、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。

3 県民に対する要請（法第24条第9項）

県民に対して、以下の事項の遵守を要請する。

期間は、令和2年5月15日から令和2年5月31日までとする。

- (1) 週末については、不要不急の外出をしないこと。
- (2) 外出する場合には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、体調管理、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。
- (3) 屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- (4) 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店を利用しないこと。
- (5) 緊急事態宣言が発令されている都道府県への人の移動は厳に避けること。また、その他の都道府県についても、不要不急の移動は避けること。
- (6) 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- (7) 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

4 事業者に対する要請（法第24条第9項）

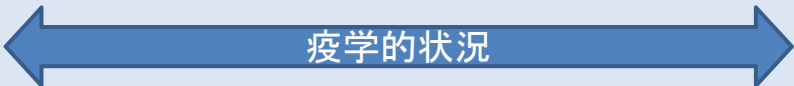
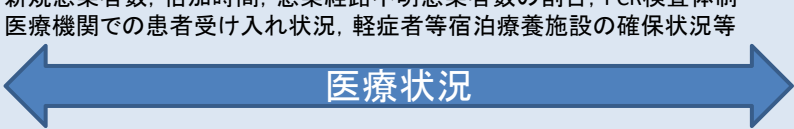


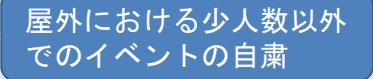
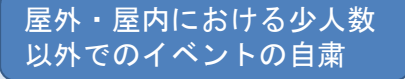
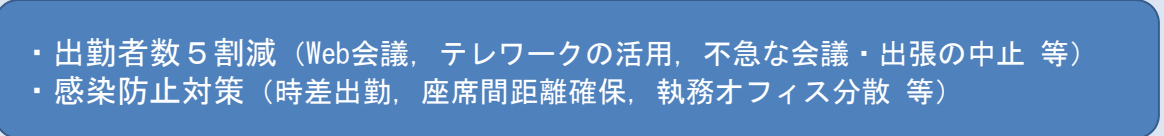


事業者に対して、以下の事項の遵守を要請する。

期間は、令和2年5月15日から令和2年5月31日までとする。

- (1) 「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場シート」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止（検温・体調確認を行い、体調不良の従業員の出勤停止など）や、飛沫感染（従業員のマスク着用、手指の消毒、こまめな手洗いなど）、接触感染防止のための対策（店舗・事業所内の定期的な消毒など）、人と人との距離確保等、各事業所の実情に合わせた感染防止策を自発的に講じること。
- (2) 屋内外を問わず、大勢の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。ただし、2（5）に掲げるイベントについては、感染防止対策を講じた上で、開催停止要請を解除する。
- (3) 休業を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを促す。
- (4) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
- (5) 緊急事態宣言が発令されている都道府県への不急の出張や人の往来は、感染防止の観点から厳に避けること。また、その他の都道府県についても、不急の移動は避けること。

感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応

別紙

徹底した行動変容の要請によるまん延防止				新しい生活様式による感染拡大の予防
区分	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
まん延の状況	感染の状況が厳しい	 疫学的状況		新規感染者数が限定的
	病状に応じた迅速な医療提供困難	 医療状況		病状に応じた迅速な医療提供可能
県民の皆様への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人との接触機会を8割削減 ・ 全日の外出自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人との接触機会を8割削減 ・ 全日の外出自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週末の外出自粛 	
	 他地域との往来自粛			
 3密回避, 体調管理, 手洗い・咳エチケット, 人との距離確保				
事業者・企業への要請	 屋外における少人数以外でのイベントの自粛		 屋外・屋内における少人数以外でのイベントの自粛	
	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤者数5割減 (Web会議, テレワークの活用, 不急な会議・出張の中止 等) ・ 感染防止対策 (時差出勤, 座席間距離確保, 執務オフィス分散 等) 			
	 3密回避, 体調管理, 手洗い・咳エチケット, 人との距離確保(各職場にあった取組)			
	 施設等の休業要請			
				<ul style="list-style-type: none"> ・ Web会議, テレワーク, 時差出勤等の積極的活用

「レベル2」の対象施設と施設ごとの感染防止対策について

対象施設	施設ごとの感染防止対策
学習塾（個人塾を含む）、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室	別紙1 学習塾等の営業再開に向けた感染予防策について
体育館、柔剣道場、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、ホットヨガ・ヨガスタジオ、バレエ教室、体操教室	別紙2 スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防策について
キャンプ場	別紙3 キャンプ場の開場に向けた感染防止対策の考え方について
釣り堀、遊漁船、潮干狩り、観光遊船、観光農園	別紙4 釣り堀等の営業再開に向けた感染予防策について
テーマパーク、遊園地	別紙5 遊園地等の営業再開に向けた感染予防策について
パチンコ店	別紙6 パチンコ店における感染防止対策
マージャン店	別紙7 マージャン店における感染防止対策
ゲームセンターなどの遊技場	別紙8 ゲームセンターにおける感染防止対策
動物愛護団体	別紙9 動物愛護団体の動物とのふれあい・譲渡会再開に向けた感染防止対策
公民館、その他の社会教育施設	別紙10 公民館、その他の社会教育施設の開館に向けた考え方について
集会場、展示場、文化会館、多目的ホールなど	別紙11 多目的ホール等の開館に向けた考え方について
ネットカフェ、漫画喫茶	別紙12 ネットカフェ等の営業再開に向けた考え方について
勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外馬（舟）券場	別紙13 勝馬投票券発売所等の営業再開に向けた感染予防策について
金券ショップ、整体院、写真屋、フォトスタジオ、仏壇店、宝石類や金銀の販売店、おもちゃ屋・鉄道模型店、囲碁・将棋盤店、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、日焼けサロン、美術品販売、展望室、占い屋、生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	別紙14 商業施設の営業再開に向けた感染予防策について
住宅展示場（戸建て、マンション）	別紙15 住宅展示場の営業再開に向けた感染予防策について
ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	別紙16 ペットショップにおける感染防止対策
スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ	別紙17 一般公衆浴場以外の入浴施設（スーパー銭湯・岩盤浴・サウナ）の営業再開に向けた考え方について
ネイルサロン、まつ毛エクステンション、リラクゼーション、エステサロン、脱毛サロン	別紙18 まつ毛エクステンション及び美容所に併設される諸施設等の営業再開に向けた考え方について

参考資料：「事業場ごとの“新しい働き方様式”の確立に向けた『広島県 新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート』の作成について」

(案)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る 広島県教育委員会の考え方について【5月15日】

- ① 感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立って、現方針どおり、全ての県立学校の臨時休業は、5月31日まで継続することとする。

- ② 5月18日(月)から自主登校を開始することとしており、地域における感染状況や、自主登校における感染症対策、出席者の状況などを踏まえた上で、6月1日(月)からの学校再開について判断する。

再開する際においても、分散登校等を実施するとともに、ICT等を活用した学習機会を確保する。

- ③ 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとする。

中国5県 移動の自粛継続宣言

～県民の皆様へのお願い～

再び新型コロナウイルスの感染を拡大させない！
命を守るための行動をお願いします

- 緊急事態宣言解除後の**気の緩み**が**感染の再拡大につながります**。**感染予防**や**3密防止**に努めよう！
- **帰省**や**旅行**など**県境を越えた不要不急の移動はやめよう**！
- **特に緊急事態宣言の発令地域への移動は慎もう**！

令和2年5月15日

